

平成30年度

高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

応募のご案内



兵庫県では、多様な経験や資格・能力を持った高齢者を構成員として、地域住民が地域課題の解決のためにサービスを有償で提供するコミュニティ・ビジネスの創出を促進するために、新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを起こそうとする団体を対象に立ち上げ経費の一部を補助します。

【応募締切】

平成30年4月27日（金）※郵送可 当日必着

4月2日から随時受付しています。

持参される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。

受付時間：9：30～12：00及び13：00～16：30（土、日、祝日を除く）

【提出・問い合わせ先】

兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-9183 FAX：078-362-9473

兵庫県 コミュニティ・ビジネス

検索



高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の募集概要

1 高齢者コミュニティ・ビジネスの定義

当事業で対象とする高齢者コミュニティ・ビジネスとは、多様な経験や資格・能力を持った高齢者の生きがいある新しい働く場づくりをめざして、県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、自立したライフスタイルづくりをめざす取り組みの一つとして、地域課題の解決に自分たちで取り組み、対価を得ることでビジネスとして継続させていく事業のことです。

2 支援内容：事業の立ち上げ経費の補助

| | |
|------------------------------|--|
| 対象事業 ※①～③すべてにあてはまる必要があります | ①地域課題の解決、地域貢献を目的とし、地域と連携した事業 ②ビジネスとして継続的に実施される事業 ③平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに開始した、またはする予定である事業 |
| 応募資格 ※①～⑤すべてにあてはまる必要があります | ①兵庫県内に活動拠点を置き、兵庫県内の地域を活動領域としている団体（任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等） ②代表者が55歳以上、構成員が3人以上、うち55歳以上の者が2人以上（代表者含む）であること※年齢は平成30年4月1日現在 ③必要に応じて高齢者の就業に配慮した勤務条件・労働環境を整備していること ④「生きがいごとサポートセンター」の助言を受け、様式1に生きがいごとサポートセンター担当者の署名・押印を得ていること ⑤宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと |
| 補助期間 | 補助金交付決定日（平成30年7月頃予定）～平成31年3月31日 |
| 補助率 | 補助対象経費の2分の1以内 |
| 補助額 | 100万円以内 |
| 補助予定団体数 | 30団体程度 |

3 補助対象経費：事業の立ち上げに必要と認められる、下記の経費

| 経費区分 | 内 容 |
|--------|--|
| 事務所開設費 | 事務所開設に係る工事費等（賃料・敷金・礼金・不動産購入費用等は含まない） |
| 初度備品費等 | ①家具、事務機器、調理器具、福祉器具等、事業実施に不可欠な備品の購入費 ②広告宣伝費等 |
| 人件費 | ①事業の立ち上げに必要な経営コンサルタント等相談費 ②55歳以上の雇用者（役員等も可）の賃金・交通費等（補助上限50万円） |

（注意）

- ※ 個人（1人）での活動、ボランティア活動、宗教活動、政治活動は助成対象外です。
- ※ 市町等から介護保険制度や障害者総合支援制度における給付費等の支給がある事業（または部分）は対象外です
- ※ 既に事業を行っている団体であっても、高齢者コミュニティ・ビジネスとして新たな展開や事業の拡大を行う場合には、応募することができます。
- ※ 兵庫県が実施する次の補助事業により、過去に補助を受けた団体は応募できません。また、同一年度に本補助金と下記補助金等を同時に受けることはできません。

高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者生活支援ビジネス離陸応援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、シニア起業家支援事業、高齢者起業支援事業

- ※ 県議会において予算措置が承認されない場合は、当該事業を実施せず、補助を行わない。

4 応募方法

「平成30年度高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業募集要項」をお読みいただいた後、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、表紙記載の提出先まで提出してください。募集要項、申請書様式は下記の県ホームページからダウンロード可能です。

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/koureicb.html>)

5 審査方法

提出書類をもとに書面審査を行い、書面審査通過団体を対象にヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査会では申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答をもとに、「地域社会への貢献度」「高齢者の就業機会の拡大効果」「安定的・継続的経営」「創造性・先駆性」の観点から審査・選定します。

6 その他

今回の募集は、県議会での議決を前提として実施するものであるため、留意されたい。

事業の流れ

※あくまでも予定ですので前後することがあります。

◇申請書提出期限 平成30年4月27日（金）必着

↓

◇一次審査通過団体の決定 平成30年5月下旬～6月上旬頃

↓

◇ヒアリング審査 平成30年6月中旬～6月下旬頃

↓

◇補助認定団体の決定 平成30年7月上旬頃

※ 結果にかかわらず、応募団体には通知いたします。

↓

◇補助金の交付申請

※ 補助金交付申請書及び事業計画書等を提出していただきます。

↓

◇補助金の交付決定

※ 補助金交付申請書に基づき、内容審査のうえ、補助金の交付を決定します。

提出書類等に不備があった場合は遅れることもあります。

↓

◇補助金の概算払い（補助金の交付決定後）

※ 補助団体の財政状況等によっては、申し出があった場合に、要請書、請求書及び必要書類等を提出していただき概算払いをすることも可能です。

↓

◇補助金の実績報告及び現地・現物確認（提出期限：平成31年4月10日（水）まで）

※ 補助金の実績報告書を提出していただきます。併せて、補助対象物件や証拠書類の確認をさせていただきます。（現地・現物確認は補助団体と協議のうえ、実績報告書提出前に行うことがあります。）

↓

◇補助金の請求及び交付 平成31年5月頃

生きがいしごとサポートセンターのご案内



生きがいしごとサポートセンターでは、県の補助を受け、コミュニティ・ビジネス等の起業・就業・事業運営に関する相談への対応や情報提供など、コミュニティ・ビジネスを応援する各種支援事業を行っております。

この補助金の申請に当たっても、事業計画の策定等の相談・助言を行っておりますので、申請書を提出する前に、事業計画について助言を受けてください。

| センター名 | 所在地 | 連絡先等 | |
|------------------------------|--|-------|---|
| | | TEL | FAX |
| 生きがいしごとサポートセンター神戸東 (ワラビー) | 〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町 5-2-2 ビュータワー住吉館 104 | TEL | 078-841-0387 |
| | | FAX | 078-841-0312 |
| | | H. P. | http://www.cs-wallaby.com/ |
| 生きがいしごとサポートセンター神戸西 (NEXT) | 〒654-0055 神戸市須磨区須磨浦通 4-4-6 須磨浦ビル 207 | TEL | 078-731-2251 |
| | | FAX | 078-735-0164 |
| | | H. P. | http://ikisapo.com/next/ |
| 生きがいしごとサポートセンター阪神南 (UN) | 〒660-0861 尼崎市御園町 5 尼崎土井ビルディング 2F | TEL | 06-6412-8448 |
| | | FAX | 06-6412-8444 |
| | | H. P. | http://ikisapo.npos.biz/ |
| 生きがいしごとサポートセンター阪神北 (CDC) | 〒665-0845 宝塚市栄町 2-1-1 ソリオ 1-3F | TEL | 0797-87-4350 |
| | | FAX | 0797-85-7799 |
| | | H. P. | http://cdc.hnpo.net/ |
| 生きがいしごとサポートセンター播磨東 | 〒673-0892 明石市本町 1-13-8 | TEL | 078-915-0075 |
| | | FAX | 078-915-0076 |
| | | H. P. | https://ikisapo-emilife.org/ |
| 生きがいしごとサポートセンター播磨西 | 〒670-0923 姫路市呉服町 48 大手前通りハトヤ第一ビル 5階 | TEL | 079-224-8900 |
| | | FAX | 079-224-1553 |
| | | H. P. | http://www.ikisapo-harima.com/ |

【提出・問い合わせ先】

兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL : 078-362-9183 FAX : 078-362-9473